

舞鶴共済病院 医師奨学金貸与要綱

舞鶴共済病院医師奨学金貸与に関する要綱を次のように制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、舞鶴共済病院医師奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与することによって、医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の貸与)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学のうち医学を履修する課程に在学する者
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康であること。
- (3) 医師の資格を取得し、学校を卒業した後、舞鶴共済病院に医師として勤務する意思を有すること。

(貸与の期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、次に掲げる期間とする。ただし、正規の修学期間に限る。

- (1) 前条に該当する者 病院長が奨学金の貸与を決定した日の属する年度の4月(病院長が必要であると認めた場合は大学1年生の4月)から当該大学を卒業する日の属する月までの期間

(奨学金の額等)

第4条 奨学金の額は、大学1年生から大学4年生までは月額150,000円、大学5年生及び大学6年生にあつては月額200,000円を無利子で貸与するものとする。

(奨学金の貸与方法)

第5条 奨学金は、年度毎に一括あるいは半期ごとに分けて貸与する。

(奨学金の申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てた上で病院長に申請しなければならない。

(申請者の決定)

第7条 病院長は、前条の申請書を受理したときは、奨学金の貸付けを受ける者(以下「申請者」という。)を決定し、その旨を通知するものとする。

(在学証明書等の提出)

第8条 申請者は、奨学金の貸与を受けている期間中、毎年、在学証明書及び学業証明書を病院長に提出しなければならない。

(奨学金貸与の取り消し)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、病院長は奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (ア) 死亡したとき
- (イ) 退学したとき
- (ウ) 心身の故障などのため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- (エ) 学業成績が著しく不良であると認められるとき
- (オ) 奨学金の貸与を受け取することを辞退したとき
- (カ) 偽りの申請その他不正な手段により貸与を受けたとき
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(奨学金貸与の休止)

第10条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合、各号に掲げる事由が発生した日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の奨学金の貸与を休止する。ただし、病院長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (ア) 休学したとき
- (イ) 停学の処分を受けたとき
- (ウ) 留年(学年の課程を再度履修する)したとき
- (エ) 正当な理由なく第8条に規定する書類を提出しないとき

2 前項各号に掲げるいずれかの場合において、休学等の期間に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月以降の分として貸与したものとみなす。

(返還責務の免除)

第11条 病院長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、返還債

務の全部を免除することができる。

- (ア) 舞鶴共済病院に勤務した期間（当院の初期臨床研修期間の2年間を含む。以下「勤務期間」という）が奨学金の貸付を受けた期間（第10条第1項の規定により奨学金を貸付されなかった期間を除く。ただし、当該貸付を受けた期間が2年未満の場合は、2年とする。以下同じ。）に相当する期間（以下「勤務すべき期間」という。）に達したとき。
 - (イ) 勤務期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったとき。
- 2 病院長は、勤務期間が勤務する期間に満たないときは、当該勤務期間に応じ、返還責務の一部を免除することができる。

（奨学金の返還）

第12条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、病院長が指定する日までに奨学金を返還しなければならない。ただし、病院長が特に必要であると認めたときは、分割して返還させることができる。

- (ア) 第9条の規定により、奨学金の貸与の決定を取り消されたとき
- (イ) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度までに医師免許を取得できなかったとき
- (ウ) 大学を卒業した後、業務に起因しない事由により死亡したとき、又は業務に起因しない心身の故障により医師の業務に従事できなくなったとき。
- (エ) 舞鶴共済病院において医師の業務に貸与相当期間従事しなかったとき。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。